

## 入札（財産（回転翼機）売払い）説明書



説明会日時：平成20年1月31日（木）午後1時30分

説明会場所：仙台市若林区荒浜字今切29-2

宮城県防災ヘリコプター管理事務所 2階会議室

入札日時：平成20年2月26日（火）開場：午後1時

入札開始：午後1時30分

入札場所：仙台市青葉区本町三丁目8-1

宮城県行政庁舎5階危機管理センター

宮城県総務部消防課

担当：総務部消防課（宮城県庁5階）

管理調整班 小野

電話022-211-2372

FAX022-211-2398

ヘリコプターは現状による引渡しとなります。

平成20年2月26日宮城県が行う財産（回転翼機）の一般競争入札による売り払いについては、この説明書をお読みの上、参加してください。

### 1 売払財産及び予定価格（最低売払価格）

型 式	登録年月	予定価格（最低売払価格）
川崎式 BK117B-2型	平成4年2月	45,000,000円 (消費税及び地方消費税を除く。)

※ 型式等の詳細は、別紙航空機現況表のとおり

### 2 一般競争入札による売払いに参加することができる者の要件

売払いに参加できる者は、個人・法人を問わず次の要件をすべて満たすものとします。

- ・ 地方自治法施行令（昭和22年法律第67号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ・ 宮城県職員でないこと。
- ・ 平成20年2月18日（月）までに参加の申込みを行うこと。

### 3 売払条件

- ・ 買受人は落札決定後7日以内に売買契約を締結すること。
- ・ 契約締結後15日以内に売買代金を一括で納入すること。
- ・ 買受人は、売買代金納入後、航空法に規定されている移転登録又は抹消登録を速やかに行い、その結果が確認できる書類を提出すること。（諸手続に関する費用はすべて買受人の負担となります。）
- ・ 買受人は、売買代金納入後、移転登録を行う場合には、無線局（航空機局）の電波法に基づく免許申請を速やかに行い、その結果が確認できる書類を提出すること。
- ・ 買受人は、財産に表示してある県章、愛称、カラーデザイン等を速やかに除去し、その履行状況が確認できる写真等を提出すること。
- ・ 引渡場所は宮城県防災ヘリコプター管理事務所となります。
- ・ 現状による引渡しとなるため、引渡し後の不具合等については一切保証しません。

#### 4 一般競争入札の説明及び売払財産公開の場所並びに日時

場 所：仙台市若林区荒浜字今切29-2

宮城県防災ヘリコプター管理事務所2階会議室

日 時：平成20年1月31日（木）午後1時30分

#### 5 入札参加申込書の提出期限及び場所

平成20年2月18日（月）までに次の書類を総務部消防課管理調整班まで提出してください。郵送による受付も行いますが、この場合の提出期限は平成20年2月15日（金）必着とします。

- (1) 申込書（別紙様式1）
- (2) 住民票抄本（法人の場合は登記簿謄本，外国人の場合は外国人登録証明書）
- (3) 印鑑証明書
- (4) 誓約書（別紙様式2）

#### 6 入札の日時及び場所

日 時：平成20年2月26日（火）

開場：午後1時，入札開始時間：午後1時30分

場 所：仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県行政庁舎5階危機管理センター

※ 入札開始時間までに入室されなかった場合，参加を棄権したものとします。

#### 7 入札保証金

- ・ 入札保証金は，現金又は金融機関が振出し若しくは支払を保証した小切手(持参人払い)で納付してください。なお，線引小切手(横線小切手)とすることをお勧めします。
- ・ また，小切手については，仙台手形交換所の参加地域内の仙台手形交換所参加金融機関を支払地とするもの以外は受け付けることができませんので，御注意ください。（詳細は各金融機関に御確認ください。）
- ・ 入札申込者は，入札開始時間の15分前までの間に入札保証金の納付手続きを済ませてください。

#### 8 入札日当日の持参品

- ・ 委任状（代理人が入札に参加する場合：別紙様式3）
- ・ 印鑑（印鑑証明の印鑑（代理人が入札に参加する場合は委任状に使用した印鑑）（朱肉を使用するもの））
- ・ 入札保証金

※ 上記のものを一つでも忘れた場合は、入札に参加できません。

## 9 入札書の作成・提出方法等

- ・ 入札書（別紙様式4）には消費税及び地方消費税を除いた金額を記載してください。
- ・ 金額を訂正した入札書及び重大な誤りが認められた入札書は無効となります。
- ・ 代理人が入札に参加した場合、代理人の印鑑（委任状に押印したもの）が押印されていない入札書は無効となります。
- ・ 郵送により入札書の提出を希望する場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書きし、中封筒に「入札者の法人名等」、「開札日」及び「ヘリコプター 1機」と記載し、入札執行者あてに親展で、配達証明により平成20年2月25日（月）まで必着すること。

## 10 買受人の決定

予定価格（最低売払価格）以上で最高価格をもって入札をした者を買受人とします。なお、この買受人が契約を締結しなかった場合、期日までに売買代金を納入しなかった場合、又は12に示す事項に該当することとなった場合は、予定価格（最低売払価格）以上で次に高い価格をもって入札した者を買受人とします。

### 11 買受人決定後の異議申立て等の禁止

入札参加者又はその代理人は、買受人決定後この説明書、売買契約書、入札説明等の内容の不明確を理由として異議を申し立てることはできません。

### 12 入札の無効

次に掲げる者がした入札は無効とします。

- ・ 入札参加資格のない者
- ・ 入札金額を訂正した入札書をもって入札した者
- ・ 記載内容に重大な不備がある入札書をもって入札した者
- ・ 入札執行者の指示に従わなかった者
- ・ 入札に際し、不正のあった者
- ・ 一人で他人の代理人も兼ねて参加した者又は一人で複数の代理を兼ねて参加した者
- ・ その他入札に関する条件に違反した者

### 13 契約の締結

買受人は、入札の日から7日以内に、県が指定した売買契約書により契約を締結し、売買契約締結後15日以内に売買代金を全額納付していただきます。

なお、契約金額の10%に相当する契約保証金を契約締結前に納付していただきます。

#### 1.4 売払財産の引渡し

入札日から売払財産の引渡しまでの流れは以下のとおりです。

- (1) 買受人の決定：平成20年2月26日
  - (2) 売買契約の締結：平成20年3月4日まで（最長）
  - (3) 売買代金の納付：平成20年3月19日までに一括納付となります。（最長）
- ※ 県で納付の確認がとれるのが、納付後1週間程度かかりますので、領収書を持参していただければ、それをもって納付確認とすることが可能です。
- (4) 移転登録等の手続き：買受人が移転登録等の手続きを行う。（費用は買受人の負担となります。）
  - (5) 財産の引渡し：移転登録等の手続き完了が確認できた日以降、宮城県防災ヘリコプター管理事務所で引渡しますが、引取期限は平成20年3月31日となります。

#### 1.5 その他

この説明書に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令及び財務規則に基づき処理をすることとします。